

# 青森県報

第二千九百九十号

平成二十年  
九月二十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一  
 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……一  
 証紙売りさばき人の指定……………(出納課) ……二

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課) ……二  
 右同……………(同課) ……二

### 教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……三

### 監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……三

## 告示

青森県告示第六百四十五号

平成二十年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成二十年十一月十五日(土)
- 2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

### 二 受験願書受付期間

平成二十年十月一日(水)から同月十五日(水)まで。ただし、郵送による場合は同月十五日(水)までの消印のあるものは有効とする。

### 三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

### 四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第六百四十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 開催期間

平成二十年十一月四日から同月二十五日まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

### 二 開催場所

青森県農林総合研究センター畜産試験場(上北郡野辺地町)

### 三 講習人員及び受講対象者

十五人以内。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工

授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜  
牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成二十年十月十七日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百四十七号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市本町五丁目五の二一  
社団法人青森県猟友会

二 指定年月日

平成二十年九月二十六日

三 売りさばき場所

西津軽郡深浦町大字深浦字座野九の七

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人下北だいこんの花

三 代表者の氏名

村元 稔

四 主たる事務所の所在地

むつ市小川町二丁目九の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年九月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つがる市体育協会

三 代表者の氏名

福島 弘芳

四 主たる事務所の所在地

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

つがる市稲垣町豊川宮川三二の一  
五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者までスポーツを通して健康づくりや生きがいづくりができる環境をつくり、健康で明るいまちづくりを推進し、他市町村とスポーツ交流を深めながら青少年の健全育成、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

### 教 育 委 員 会

#### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月二十六日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

- 一 物品等の名称及び数量  
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県教育庁学校施設課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十年八月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社七洋  
八戸市新湊三丁目七の六
- 六 契約金額  
一キロリットル 十二万二千八百五十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年八月十五日

### 監 査 委 員

#### 監査結果に対する措置の公表

平成20年5月30日付け青監査第34号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年9月26日

青森県監査委員 林 忠 男

同 元 木 篤 子

同 阿 部 広 悦

同 森 内 之 保 留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
青森県立保健大学（平成20年3月31日廃止）	旅費において、精算が誤っているものがある。	平成19年12月18日に統合庶務システムによる遡及返納入力をを行い、平成20年1月10日返納済み。
青森県動物愛護センター	雑入において、調定漏れとなっているものがある。	平成20年3月17日に調定し、期限内の納入を確認した。再発防止のため、職員に対し、日頃から根拠となる契約書等の再確認を行うよう指示した。

	委託料において、過年度支出となっているものがある。	再発防止のため、委託料支払一覧表を作成の上、支払状況を管理することとした。
青森県立子ども自立センターみらい	起案用紙に公印管守者の承認を受けず、公印を使用しているものがある。	公印管守者による承認並びに起案文書への公印使用承認印の押印を徹底し、契約起案等同一起案で複数回公印を使用する事例については、その都度公印使用承認印を押印することとした。
	研修等負担金において、立替払しているものがある。	本人に対して支払った金額について、平成20年1月11日に返納命令を行い、平成20年1月22日に収納した。 研修等への参加に当たっては、通知等による負担金の有無の確認を徹底することとした。
青森県立精神保健福祉センター	雑入において、調定漏れとなっているものがある。	平成20年1月30日に調定し、平成20年2月13日に収納した。
新幹線交流推進課	補助団体に対する、指導及び検査が適切でないものがある。	平成19年度は、補助金要綱の一部を見直し、補助金の交付方法を精算払から概算払に変更した。 また、事業実績報告書の提出段階において、支払状況や諸帳簿等の現地調査を行った上で、補助金額の確定を行った。
十和田湖冬物語実行委員会	委託費において、支払先が誤っていること等から、支払手続が適切でないものがある。	平成19年度は、支払手続等を適正に行った。
青森空港管理事務所	需用費において、競争入札で執行すべき契約を随意契約で執行しているものがある。	契約手続についての内部審査体制をより一層強化し、適正な事務の執行に努めることとした。 なお、平成20年度の同契約においては、予定数量を適正に積算し、競争入札で執行済みである。

(発行所・発行人)  
青森県報 青森県 青森市 東二丁目 一番一 号

(印刷所・販売人)  
青森市 東二丁目 一番七 七号  
東興印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二百十五円一銭